

(特別管理)産業廃棄物処理業 許可申請の手引き

令和5年12月

青森市 環境部 廃棄物対策課

目 次

○ (特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請をされる方へ	
許可申請について	2
申請受付場所	2
申請書類の提出部数	2
手数料	2
許可要件	2
(特別管理)産業廃棄物収集運搬業提出書類一覧 チェック表.....	3
収集運搬業許可申請の手引き	5
(特別管理)産業廃棄物処分業提出書類一覧 チェック表.....	1 1
処分業許可申請の手引き	1 3
(特別管理)産業廃棄物処理業の事業範囲変更 提出書類一覧.....	2 0
事業範囲変更許可申請の手引き	2 0
先行許可証とは	2 2
主な添付資料入手先一覧	2 2
技術的能力を説明するための講習会について	2 3
優良産業廃棄物処理業者認定制度について	2 3
その他の届出について	2 9

(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請をされる方へ

1 許可申請について

- (1) 申請は予約制となります、事前に電話などで申請日時の予約をお願いします。
- (2) 郵送による申請は受付しておりませんので、申請される方が申請書類をご持参下さい。
- (3) 申請に必要な書類は「提出書類一覧」をご覧ください。
- (4) 申請書の様式は青森市ホームページ内「(特別管理)処理業許可申請書関係様式集」をご利用ください。
(インターネットで「青森市 産業廃棄物処理業の許認可」で検索してください。)
- (5) 申請書が受理されてから許可されるまでの期間は収集運搬業の許可で概ね30日、処分業の許可で概ね40日（いずれも閉庁日等を除きます。）となります。
- (6) 提出いただいた申請書類は、提出時に事前審査を行います。その際、追加資料の提出をお願いすることがあります。また、後日、事業場への立入調査を行う場合があります。

2 申請受付場所

青森市 環境部 廃棄物対策課（青森市役所駅前庁舎3階）
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号
TEL:017-718-1086 FAX:017-718-1166

3 申請書類の提出部数

申請書は、正本1部をA4版ファイルに綴り提出してください。
なお、これとは別に申請者保管用として控え1部を作成してください。

4 手数料

手数料は、市が発行する納入通知書により、青森市指定金融機関へ納入して頂きます。
納入が確認できたあとで許可申請書を受理します。

	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
産業廃棄物処分業	100,000円	94,000円	92,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円
特別管理産業廃棄物処分業	100,000円	95,000円	95,000円

5 許可要件

(特別管理)産業廃棄物処理業の許可にあたっては、次の要件を満たすことが必要となり、申請の際は、これらを確認するための書類を提出いただくことになります。

- (1) 事業の用に供する施設を有すること
 - 収集運搬業は、車両、駐車場、容器、積替え保管を行う場合は積替え保管施設など、廃棄物が飛散流出し、悪臭が漏れるおそれのない施設
 - 処分業は、産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設
- (2) 産業廃棄物の処理を的確に行なうに足りる知識及び技術を有すること
- (3) 事業を的確に、かつ、継続して行なうことのできる経理的基礎を有すること
- (4) 欠格要件に該当しないこと
 - 法第14条第5項第2号イからへに該当しないこと

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業 提出書類一覧チェック表

申請書	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第六号) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第十二号)	
事業計画の概要を記載した書類 (※1、※3)		
	(第1面) 事業の全体計画 ・収集運搬する(特別管理)産業廃棄物の種類及び運搬量等	
	(第2面) 運搬施設の概要	
	(第3面) 積替え施設又は保管施設の概要	
	(第4面) 収集運搬業務の具体的な計画	
	(第5面) 環境保全措置の概要	
事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類 (※1)		
*図面とは、施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに当該施設付近の見取図等のこと		
	・ 本社(申請者の住所)、事務所、事業場付近の見取図	
	(第6面) 運搬車両、重機、船舶のカラー写真	
	(第7面) その他運搬施設、容器のカラー写真、図面*	
	・ 積替え保管施設の図面*、面積等計算書、カラー写真、場内配置図等	
	・ その他施設の図面*、設計計算書、カラー写真等	
事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 (※1)		
	・ 車両の車検証の写し(借用の場合は賃貸契約書の写しも含む)	
	・ 重機の売買契約書、自主検査記録表の写し(借用の場合は賃貸契約書の写しも含む)	
	・ 駐車場、積替え保管場所の不動産登記事項証明書及び公図又は地籍図(ない場合は地積測量図)(借用の場合は賃貸契約書の写しも含む)	
	・ 船舶の原簿及び国籍証書、検査証書の写し(借用の場合は賃貸契約書の写しも含む)	
技術的能力を証明する書類		
	(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの行う許可申請に関する講習会の修了証の写し	
(第8面) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
経理的基礎に関する書類		
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直前3年の貸借対照表、損益計算書(製造原価、売上原価の内訳並びに販売費及び一般管理費の明細を記載した書類を含む。)、株主資本等変動計算書、個別注記表 ・ 直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表(別表1、2、4及び16に限る。))の写し等の関係書類及び法人税納税証明書(その1納税額等証明用)(※3、※4) 	
個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産に関する調書(第9面) ・ 資産・負債の種別ごとの証明書 (例)預貯金残高証明書、固定資産の評価証明書、負債残高が確認できる書類(金融機関等からの請求書・領収書又は取引履歴、若しくは信用情報機関からの開示情報) ・ 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書(第1表、第2表、収支内訳書、所得税青色申告決算書等)の写し等の関係書類及び所得税納税証明書(その1納税額等証明用)(※3、※4) ※確定申告者以外の者は、納税証明書の代わりに直前3年の源泉徴収票の写し 	

申請者等に関する書類		
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 定款又は寄附行為（原本の写しであることが証明されたもの）（※3、4） 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※4） 	
	役員、株主又は出資者（百分の五以上）、使用人に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（本籍地記載のもの）（※2）（※5） 	
	役員、株主又は出資者（百分の五以上）、使用人に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」（※2） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下、医師の診断書等）という。）（※2） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 株主（出資者）が法人の場合は、その法人の登記事項証明書（※2） 	
個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の住民票の写し（本籍地記載のもの）（※2）（※5） 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」（※2） 「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した役員等にあつては、医師の診断書等（※2） 	
	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	
	（第10面） 誓約書（※2）	
役員・従業員名簿（役員及び従業員の氏名、住所、生年月日、職名等記載のもの）		
廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集運搬を業として行う場合		
<ul style="list-style-type: none"> 車両の車検証の写し（借用の場合は賃貸契約書の写しも含む） 連絡設備等の概要を記載した書類 事故時における当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類 業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類（PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の修了証の写し） 		

公的機関が発行する書類（登記事項証明書、納税証明書、住民票の写し等）及び医師の診断書等は、申請の前3ヶ月以内に発行されたものとします。

カラー写真（運搬車両、重機、船舶、その他運搬施設、容器、積替え保管施設及びその他施設）は、申請の前3ヶ月以内に撮影したものとします。

(注)

- ※1 更新許可および事業範囲変更許可申請で、追加する事業に関係しない書類は省略できます。
- ※2 先行許可証の提出により省略できます。
- ※3 優良基準適合により省略できます。
- ※4 直前の事業年度に係る有価証券報告書を添付することにより省略できます。
- ※5 青森市に住所を有する者は省略することができます。

収集運搬業許可申請の手引き

申請書（収集運搬業）

【第1面】

記載に当たっての注意事項

- ・ 法人の名称、住所（本店所在地）及び代表者については、登記事項証明書に記載のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。
- ・ 個人（法定代理人、役員、5%以上の株主・出資者、政令で定める使用人を含む。）の氏名、本籍及び住所については、住民票の写しに記載のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。

1. 申請年月日

申請書を提出し、受理された時点で記載すること。

更新許可申請の場合は、許可の有効年月日の3ヶ月前から受け付けます。

2. 申請者住所及び氏名

(1) 法人の場合は、登記されている本店(本社)について記載すること。

(2) 個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所及び氏名について記載すること。

3. 事業の範囲

(1) 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。

(2) 積替え又は保管の有無、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う(特別管理)産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。

(3) 「廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」のうち、いずれか1つでも取り扱う場合は、自動車等破砕物(自動車若しくは電気機械器具又はこれらのもので一部破砕に伴って生じた廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の取扱いの有無を記載すること。

4. 事務所及び事業場の所在地

(1) 事務所は、廃棄物に係る事務を行う事務所について、市内にある全ての事務所の名称、所在地及び電話番号を記載すること。なお、市内に事務所を設置していない場合は、青森市における事業を所管する主たる事務所の名称、所在地及び電話番号を記載すること。(所在地については、土地の登記事項証明書に記載されている地番を記載すること。)

(2) 事業場は、申請に係る全ての駐車場、積替え又は保管場所について、名称、所在地及び電話番号を記載すること。(所在地については、土地の登記事項証明書に記載されている地番を記載すること。)

5. 事業の用に供する施設の種類及び数量

(1) 収集運搬用機材の種類(ダンプトラック、パッカー車、バックホー、船舶等)及びその台数を記載すること。

(2) 運搬容器の種類及びその数量を記載すること。

6. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地、面積等

積替え又は保管を行う場所ごとに以下の項目を記載すること。

(1) 所在地

(2) 面積

(3) (特別管理)産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

(4) 保管上限(1日当たりの平均搬出(予定)量の7日分以内)

(5) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることができる高さ(保管基準に適合する高さのうち最大の高さ)

【第2面】

1. 既に処理業の許可を有している場合はその許可番号

既に有している又は許可申請中の(特別管理)産業廃棄物処理業許可について、他の都道府県等の分も含め全てを記載すること。なお、申請中の場合は、申請年月日及び申請に係る許可の種類を記載すること。

2. 申請者

- (1) 申請者が個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住所を記載すること。(丁目・番地・号はハイフン(一)等に省略しないこと。)
- (2) 申請者が法人の場合は、名称及び住所(法人登記のもの)を記載すること。

3. 法定代理人

申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合は、法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所(丁目・番地・号はハイフン(一)等に省略しないこと。)を記載すること。

法定代理人が法人である場合は、法人の名称、住所を記載し、役員(法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、監査役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。)の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍、住所を記載すること。なお、会社法に規定する会計参与及び定款の定めにより監査の範囲を会計に関するものに限定された監査役については、その職務の権限を越えて実質的に支配力を有する場合を除き、法上の役員には通常該当しない。

4. 法第14条第5項第2号ニに規定する役員

申請者が法人の場合は、役員(氏名、生年月日、本籍、住所(丁目・番地・号はハイフン(一)等に省略しないこと。))を記載すること。

【第3面】

1. 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

- (1) 発行株式の総数及び出資の額を記載すること。
- (2) 該当する者の氏名(法人にあっては名称)、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額並びにその割合、本籍、住所を記載すること。(丁目・番地・号はハイフン(一)等に省略しないこと。)

2. 令第6条の10に規定する使用人

当該使用人がある場合、その者の氏名、生年月日、本籍、住所を記載すること。(丁目・番地・号はハイフン(一)等に省略しないこと。)

令第6条の10に規定する使用人(令第4条の7に規定するもの)とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

別紙及び添付書類(収集運搬業)

事業計画の概要を記載した書類(※1)(※3)

1. 事業の全体計画(第1面)

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業についての全体的な事業計画の概要(許可を申請した理由、どのような業種から排出される産業廃棄物を取り扱うか等)について記載すること。

2. 収集運搬する(特別管理)産業廃棄物の種類及び運搬量等

(1) (特別管理)産業廃棄物の種類

取扱う(特別管理)産業廃棄物の全てについて、種類ごとに記載すること。(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、

その旨も記載すること。)

(2) 性状

寸法・形状、含水率、油分、腐敗物の含有率及びpH等の廃棄物の性状について記載すること。

(3) 予定排出事業場の名称及び所在地

契約事業場を1以上記載すること。なお、新規許可申請又は事業範囲変更許可申請等で、運搬の実績が無い場合は、契約予定排出事業場を記載すること。

(4) 予定運搬先の名称及び所在地

処分場の名称及びその所在地を1以上記載すること。有価売却の場合は、その旨を記載し売却先を記載すること。

3. 運搬施設の概要 (第2面)

(1) 運搬車両一覧

運搬車両、重機等について1台ごとに記載すること。なお、車両等を借用する場合は、「備考」欄に「借用」と明記すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等について記載すること。

(3) 積替え又は保管施設の概要 (第3面)

積替え又は保管施設ごとに以下の項目を記載すること。

① 所在地

② 面積

③ (特別管理)産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

④ 保管上限(1日当たりの平均搬出(予定)量の7日分以内)

⑤ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることができる高さ(保管基準に適合する高さのうち最大の高さ)

4. 収集運搬業務の具体的な計画 (第4面)

(1) 原則、取り扱う産業廃棄物の種類、1日当たりの処理量について記載すること。

(2) 車両ごとに運搬する廃棄物の種類などの用途を記載すること。

(3) 収集運搬業務を行う時間、休業日について記載すること。

(4) 委託契約の締結、マニフェストの使用、帳簿の記載、県外産業廃棄物の搬入の有無について記載すること。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、委託契約書及びマニフェストにその旨が明記されていることを確認するとともに、帳簿に明記する旨を記載すること。

(5) 従業員数は、収集運搬業務に係る従業員数及びその時点(元号〇年〇月〇日現在)について記載すること。

5. 環境保全措置の概要 (第5面)

廃棄物の種類ごとに、騒音、振動、悪臭、飛散、流出、衛生害虫、及び積替え又は保管を行う場合は地下浸透等に対する環境保全措置を具体的に記載すること。

事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類 (※1)

(1) 本社(申請者の住所)、事務所、事業場付近の見取図を添付すること。

(2) 自動車、重機及び船舶については、カラー写真を添付すること。(第6面)

(3) その他の運搬施設、運搬容器等を用いる場合は、その構造を明らかにするカラー写真、図面*等を添付すること。

(4) 積替え又は保管施設がある場合は、当該施設の図面*、面積等計算書、カラー写真、場内配置図等を添付すること。

(5) その他の事業用施設がある場合は、当該施設の図面*、設計計算書、カラー写真等を添付すること。

*図面とは、施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、及び構造図並びに当該施設付近の見取図等のこと。

なお、事業場を設置する際には、当該場所に係る他法令による規制の有無を十分確認し、所定の手続きを行ったうえで申請すること。（例えば、農地（地目：田、畑）を駐車場とする場合等、あらかじめ農地転用の手続きが必要です。）

事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類（※1）

- (1) 自動車の場合は、自動車検査証の写しを添付すること。
- (2) 重機の場合は、売買契約書又は自主検査記録表の写し等を添付すること。
- (3) 駐車場、積替え又は保管施設の設置場所の不動産登記法による土地の登記事項全部証明書（又は土地登記簿謄本）、公図又は地籍図（ない場合は地積測量図）を添付すること。
これら(1)から(3)で借用の場合は賃貸借（使用貸借）契約書等の写しを添付すること。なお、緑ナンバーの運搬車両を貸借する場合、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく手続きの必要性について、地方運輸局又は運輸支局に確認すること。
- (4) 船舶の場合は、船舶国籍証書の写し、船舶検査証書の写し及び船舶の登録事項証明書を添付すること。傭船の場合は、これらに加えて裸傭船契約書又は定期傭船契約書の写しを添付すること。定期傭船契約による場合は、付帯契約として、次の条文を入れた産業廃棄物の海上運搬を行うための契約又は覚書等がなされていること。
 - ・主は本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく指揮監督権を傭船者に譲渡し、船長及び乗組員は海上運搬に係る傭船者の指揮監督に服し、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うこと。
 - ・海上運搬にかかる責任は、傭船者が一切負うこと。
 - ・船主は傭船契約中、本契約以外の契約に応じないこと。

技術的能力を説明する書類

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の次の要件を満たす修了証の写しを添付すること。

- (1) 講習会の修了者は、次に掲げる者であること。
 - ① 法人の場合
 - ア 代表者
 - イ 申請に係る業務を行う役員
 - ウ 令第6条の10に規定する使用人
 - ② 個人の場合
 - ア 申請者本人
 - イ 令第6条の10に規定する使用人
- (2) 申請に必要な講習会

許 可	産 廃 新 規	産 廃 更 新	産 廃 変 更	特 管 新 規	特 管 更 新	特 管 変 更
修了証						
産廃新規課程	○	○	○	×	×	×
特管新規課程	○	○	○	○	○	○
産廃・特管更新課程	×	○	○	×	○	○

（産廃：産業廃棄物 特管：特別管理産業廃棄物）

- (3) 新規許可に係る講習会の修了証は5年以内、更新許可に係る修了証は2年以内に受講したものを添付すること。

※ なお、上記のほか、PCBを含む廃棄物の収集運搬に係る申請の場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」を、収集運搬の実務に直接従事する者のうち1名以上が修了している必要があるため、その修了証の写しを添付すること。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（第8面）

- (1) 事業の開始に当たり要した資金の総額及びその資金の調達方法を区分ごとに記載すること。
- (2) 内訳欄に記載されていない事項については、事業計画に応じ適宜項目を追加・変更し、記載すること。

- (3) 既に他の都道府県等で収集運搬業を行っていることや、既に使用又は設置している施設を用いること等により、事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、その旨を記載すること。

経理的基礎に関する書類

1. 法人の場合 (※3) (※4)

- (1) 直前3年分の貸借対照表、損益計算書（製造原価、売上原価の内訳並びに販売費及び一般管理費の明細を記載した書類を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表を添付すること。
- (2) 直前3年分の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表（別表1、2、4、及び16に限る。）の写し等の関係書類及び法人税納税証明書（その1納税額等証明用））を添付すること。

なお、法人新規設立等の理由から、上記(1)(2)の書類を添付できない場合は、今後5か年の事業収支計画書（様式任意）を添付すること。

2. 個人の場合

- (1) 資産に関する調書（第9面）

資産及び負債の状況について記載し、資産・負債の種別ごとに証明書を添付すること。

例 ○土地及び建物

市町村が発行した土地建物の内容（地番・家屋番号）、数量（面積等）、価格（評価額）が記載された証明書

○現金預金

金融機関が発行した預貯金残高が記載された書類

○負債残高が確認できる書類

金融機関等からの請求書・領収書又は取引履歴、若しくは信用情報機関からの開示情報

- (2) 直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書（第1表、第2表、収支内訳書、所得税青色申告決算書等）の写し等の関係書類及び所得税納税証明書（その1納税額等証明用））を添付すること。

確定申告者以外の者は、直前3年分の源泉徴収票の写しを添付すること。

申請者等に関する書類

1. 法人の場合

- (1) 法人の定款又は寄附行為（原本の写しであることが証明されたもの）を添付すること。（※3、※4）
- (2) 商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付すること。（※4）
- (3) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員（監査役、相談役、顧問等も含む。）、発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者、令第6条の10に規定する使用人に関する以下の書類を添付すること。

- ① 住民票の写し (※2) (※5)

・本籍が記載されたものであって、個人番号の記載のない住民票の写し（国内に居住する外国人の場合も同様）

・国外に居住する外国人の場合は旅券（パスポート）の写し又はこれに類する身元を証明する文書

- ② 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」 (※2)

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書とは、後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書である。

- ③ 「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下、医師の診断書等）という。） (※2)

株主又は出資者が法人である場合は、その法人の商業登記法による登記事項証明書を添付する

<p>こと。(※2)</p> <p>2. 個人の場合</p> <p>(1) 申請者に関する以下の書類を添付すること(令第6条の10に規定する使用人がいる場合はその者を含む。)</p> <p>① 住民票の写し(※2)(※5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本籍が記載されたものであって個人番号の記載のない住民票の写し(国内に居住する外国人の場合も同様) ・国外に居住する外国人の場合は旅券(パスポート)の写し又はこれに類する身元を証明する文書 <p>② 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」(※2)</p> <p>③ 「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した役員等にあつては、医師の診断書等(※2)</p> <p>(2) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の上記①から③の書類(③については「成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書」を提出した場合に限る。以下同じ。)を添付すること。また、法定代理人が法人の場合には、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のほか、その役員の①から③の書類を添付すること。</p>
<p>誓約書(第10面)(※2)</p> <p>申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 法定の欠格要件に該当しないことを確認の上、住所、氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)を記載すること。</p>
<p>役員・従業員名簿</p> <p>(1) 従事者の氏名、住所、生年月日、職名等を記載すること。</p> <p>(2) 役員、社員、パート、アルバイト等継続して業に従事する者すべて記載すること。</p> <p>(3) 備考欄に、講習会修了した役員等がわかるように記載すること。</p>
<p>廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集運搬を業として行う場合</p> <p>以下の書類を添付すること。</p> <p>(1) 運搬容器の構造図</p> <p>(2) 連絡設備等の概要を記載した書類</p> <p>(3) 事故時における当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類</p> <p>(4) 業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類 (PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の終了証の写し)</p>
<p>提出書類の特例に係る書類</p> <p>本申請を含め本市に対し同時に二以上の申請書又は変更届(以下「申請書等」という。)を提出する場合であつて、添付書類の内容が同一であるために、本申請において添付書類を省略する場合は、「提出書類の特例に係る書類(様式は任意)」に以下の事項を記載し提出すること。</p> <p>(1) 省略する書類の一覧</p> <p>(2) 省略した書類が添付されている申請書等の名称、申請又は届出(予定)年月日及び許可番号(業許可番号又は施設許可番号)</p>

公的機関が発行する書類(登記事項証明書、納税証明書、住民票の写し等)及び医師の診断書等は、申請の前3か月以内に発行されたものとします。

カラー写真(運搬車両、重機、船舶、その他運搬施設、容器、積替え保管施設及びその他の施設)は、申請の前3ヶ月以内に撮影したものとします。

(注)※1 更新許可および事業範囲変更許可申請で、追加する事業に関係しない書類は省略できます。

※2 先行許可証の提出により省略できます。

※3 優良基準適合により省略できます。

※4 直前の事業年度に係る有価証券報告書を添付することにより省略できます。

※5 青森市に住所を有する者は省略することができます。

(特別管理)産業廃棄物処分業 提出書類一覧チェック表

申請書	産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第八号) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第十二号)	
事業計画の概要を記載した書類 (※1、※3)		
	(第1面) 事業の全体計画 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等	
	(第2面) 中間処理施設の概要	
	(第3面) 最終処分場の概要	
	(第4面) 処分業務の具体的な計画	
	(第5面) 環境保全措置の概要	
事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類 (※1)		
*図面とは、施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに当該施設付近の見取図等のこと		
	・ 本社(申請者の住所)、事務所、事業場付近の見取図	
	・ 場内配置図	
	・ 中間処理施設の図面*、処理能力計算書、仕様書、カラー写真	
	・ 最終処分場の図面*、面積及び容量算出表、カラー写真、周囲の地形図、地質調査所	
	・ 保管施設の図面*、面積等計算書、カラー写真	
	(第6面) 運搬車両、重機のカラー写真	
	・ その他施設の図面*、設計計算書、カラー写真等	
事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 (※1)		
いずれも借用の場合は賃貸借(使用貸借)契約書の写しも必要		
	・ 廃棄物の保管施設、中間処理施設及び最終処分場の設置場所の不動産登記事項全部証明書(又は土地登記簿謄本)及び公図又は地籍図(ない場合は地積測量図)	
	・ 中間処理施設の売買契約書の写し	
	・ 最終処分場の建設工事完了引渡証明書又は売買契約書の写し	
	・ 車両の車検証の写し	
	・ 重機の売買契約書、自主検査記録表の写し	
	・ 中間処理施設、最終処分場の設置(変更、譲受け、借受け)許可証の写し	
	(第7面) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (※1、3)	
海洋投入処分に関する書類 (※1)		
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し	
技術的能力を証明する書類		
	(財)日本産業廃棄物処理振興センターの行う許可申請に関する講習会の修了証の写し	
	(第8面) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	
経理的基礎に関する書類		
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直前3年の貸借対照表、損益計算書(製造原価、売上原価の内訳並びに販売費及び一般管理費の明細を記載した書類を含む。)、株主資本等変動計算書、個別注記表 ・ 直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表(別表1、2、4及び16に限る。))の写し等の関係書類及び法人税納税証明書(その1納税額等証明書)(※3、※4) 	
個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産に関する調書(第9面) ・ 資産・負債の種別ごとの証明書 (例)預貯金残高証明書、固定資産の評価証明書、負債残高が確認できる書類(金融機関等からの請求書・領収書又は取引履歴、若しくは信用情報機関からの開示情報) ・ 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の受付印又は電 	

		子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書（第1表、第2表、収支内訳書、所得税青色申告決算書等）の写し等の関係書類及び所得税納税証明書（その1納税額等証明用）（※3、※4） ※確定申告者以外の者は、納税証明書の代わりに直前3年の源泉徴収票の写し	
申請者等に関する書類			
法人の場合		・ 定款又は寄附行為（原本の写しであることが証明されたもの）（※3、4）	
		・ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※4）	
		役員、株主又は出資者（百分の五以上）、使用人に関する書類 ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの）（※2）（※5）	
		役員、株主又は出資者（百分の五以上）、使用人に関する書類 ・ 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は 「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」（※2）	
個人の場合		・ 「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下、医師の診断書等）という。）（※2）	
		・ 株主（出資者）が法人の場合は、その法人の登記事項証明書（※2）	
		・ 申請者の住民票の写し（本籍地記載のもの）（※2）（※5） ・ 「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した役員等にあつては、医師の診断書等（※2）	
申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面			
		（第10面） 誓約書（※2）	
		役員・従業員名簿（役員及び従業員の氏名、住所、生年月日、職名等記載のもの）	
		感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の分析を行う設備に関する書類	
		感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の分析を行う者に関する書類	

公的機関が発行する書類（登記事項証明書、納税証明書、住民票の写し等）及び医師の診断書等は、申請の前3ヶ月以内に発行されたものとします。

カラー写真（中間処理施設、最終処分場、保管施設、運搬車両、重機及びその他施設）は、申請の前3ヶ月以内に撮影したものとします。

（注）

- ※1 更新許可および事業範囲変更許可申請で、追加する事業に関係しない書類は省略できます。
- ※2 先行許可証の提出により省略できます。
- ※3 優良基準適合により省略できます。
- ※4 直前の事業年度に係る有価証券報告書を添付することにより省略できます。
- ※5 青森市に住所を有する者は省略することができます。

処分業許可申請の手引き

申請書 (処分業)

記載に当たっての注意事項

- ・ 法人の名称、住所（本店所在地）及び代表者については、登記事項証明書に記載のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。
- ・ 個人（法定代理人、役員、5%以上の株主・出資者、政令で定める使用人を含む。）の氏名、本籍及び住所については、住民票の写しに記載のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。

【第1面】

1. 申請年月日

申請書を提出し、受理された時点で記載すること。

更新許可申請の場合は、許可の有効年月日の3ヶ月前から受け付けます。

2. 申請者住所及び氏名

(1) 法人の場合は、登記されている本店(本社)について記載すること。

(2) 個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所及び氏名について記載すること。

3. 事業の範囲

(1) 処分の方法(焼却、脱水等)ごとに取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。

(2) 産業廃棄物処分業で「廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」のうち、いずれか1つでも取り扱う場合は、自動車等破砕物(自動車若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破砕に伴って生じた廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の取扱いの有無を記載すること。

4. 事務所及び事業場の所在地

(1) 事務所は、廃棄物に係る事務を行う事務所について、市内にある全ての事務所の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

(2) 事業場は、処理施設の設置場所(移動式の施設である場合はその駐機場所)及び廃棄物の保管場所について、事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

(所在地については、土地の登記事項証明書に記載されている地番を記載すること。)

5. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設の場合は施設ごとに以下の項目を記載すること。

- ① 施設の種類(焼却施設、脱水施設等)
- ② 設置場所(移動式の施設の場合は駐機場所の所在地)
- ③ 設置年月日(当該施設の竣工年月日又は入手・取得した年月日)
- ④ 処理能力(当該施設の公称能力、1日の使用時間が8時間未満の場合は8時間に処理できる能力)
- ⑤ 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号

(2) 最終処分場にあつては、処分場ごとに以下の項目を記載すること。

- ① 施設の種類(安定型最終処分場、管理型最終処分場等)
- ② 設置場所
- ③ 設置年月日(当該施設の竣工年月日)
- ④ 処理能力(処分場設置当初又は変更時の埋立地の面積及び埋立容量)
- ⑤ 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号

(3) その他の施設(重機等)にあつては、施設ごとに以下の項目を記載すること。

- ① 施設の種類
- ② 用途
- ③ 形式

6. 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積等

保管を行う場所ごとに以下の項目を記載すること。

- (1) 所在地
- (2) 面積
- (3) 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
- (4) 保管上限（1日当たりの処理能力の14日分以内。ただし、環境省令で定める場合はその数量以内。）
- (5) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることができる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）

7. 業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

処理方式（例：焼却施設にあってはガス化燃焼方式、脱水施設にあってはフィルタープレス方式等）、構造及び設備の概要を簡明に記載すること。

【第2面】

1. 既に処理業の許可を有している場合はその許可番号

既に有している又は許可申請中の（特別管理）産業廃棄物処理業許可について、他の都道府県等の分も含め全てを記載すること。なお、申請中の場合は、申請年月日及び申請に係る許可の種類を記載すること。

2. 申請者

- (1) 申請者が個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住所を記載すること。（丁目・番地・号はハイフン（－）等に省略しないこと。）
- (2) 申請者が法人の場合は、名称及び住所（法人登記のもの）を記載すること。

3. 法定代理人

申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合は、法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所（丁目・番地・号はハイフン（－）等に省略しないこと。）を記載すること。

法定代理人が法人である場合は、法人の名称、住所を記載し、役員（法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、監査役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍、住所を記載すること。なお、会社法に規定する会計参与及び定款の定めにより監査の範囲を会計に関するものに限定された監査役については、その職務の権限を越えて実質的に支配力を有する場合を除き、法上の役員には通常該当しない。

4. 法第14条第5項第2号ニに規定する役員

申請者が法人の場合は、役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名、生年月日、本籍、住所（丁目・番地・号はハイフン（－）等に省略しないこと。）を記載すること。

【第3面】

1. 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

- (1) 発行株式の総数及び出資の額を記載すること。
- (2) 該当する者の氏名（法人にあっては名称）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額並びにその割合、本籍、住所を記載すること。（丁目・番地・号はハイフン（－）等に省略しないこと。）

2. 令第6条の10に規定する使用人

当該使用人がある場合、その者の氏名、生年月日、本籍、住所を記載すること。（丁目・番地・号はハイフン（－）等に省略しないこと。）

令第6条の10に規定する使用人（令第4条の7に規定するもの）とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- | |
|--|
| <p>(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> |
|--|

添付書類（処分業）

事業計画の概要を記載した書類（※1）（※3）

1. 事業の全体計画（第1面）

（特別管理）産業廃棄物処分業についての全体的な事業計画の概要（許可を申請した理由、どのような業種から排出される産業廃棄物を取り扱うか等）について記載すること。

2. 処分する（特別管理）産業廃棄物の種類及び運搬量等

(1) （特別管理）産業廃棄物の種類

取扱う（特別管理）産業廃棄物の全てについて、種類ごとに記載すること。（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨も記載すること。）

(2) 性状

寸法・形状、含水率、油分、腐敗物の含有率及びpH等の廃棄物の性状について記載すること。

(3) 予定排出事業場の名称及び所在地

契約事業場を1以上記載すること。なお、新規許可申請又は事業範囲変更許可申請等で、運搬の実績が無い場合は、契約予定排出事業場を記載すること。

(4) 予定処分先の名称及び所在地

申請者の処理施設等を1以上記載すること。有価売却の場合は、その旨を記載し売却先を記載すること。

3. 中間処理施設の概要（第2面）

(1) 処理施設の種類の

廃プラスチック類の焼却施設、汚泥の脱水施設等と記載すること。同一施設が複数ある場合は、区別ができるよう名称、型式等を括弧書きで記載すること。

また、産業廃棄物処理施設設置(変更、譲受け、借受け)許可を受けている施設の場合、この欄に併せて許可年月日及び許可番号を記載すること。

(2) 設置場所

処理施設の設置場所の所在地（移動式の施設の場合は駐機場所の所在地）を記載すること。

(3) 設置年月日

施設を設置(竣工・取得・入手)した年月日を記載すること。ただし、日が定かでないときは、年月まで記載すること。

(4) 処理能力

当該施設の公称能力（1日の使用時間が8時間未満の場合は8時間に処理できる能力）を記載すること。

(5) 処理施設の処理方式及び設備の概要

処理方式（例えば焼却施設にあつてはガス化燃焼方式、脱水施設にあつてはフィルタープレス方式等）、構造及び設備の概要を記載すること。

(6) 環境保全設備の概要

排煙処理施設、排水処理施設その他環境保全設備について記載すること。

4. 最終処分場の概要（第3面）

(1) 最終処分場の種類及び名称

安定型最終処分場、管理型最終処分場等の別を記載すること。また、産業廃棄物処理施設設置(変更、譲受け、借受け)許可を受けている最終処分場の場合、この欄に併せて許可年月日及び許可番号を記載すること。

(2) 設置年月日

施設の竣工年月日を記載すること。ただし、日が定かでないときは、年月まで記載すること。

- (3) 最終処分場の規模等
埋立地の面積、埋立容量（設置当初又は変更を行った場合は変更後の面積及び容量）を記載すること。
- (4) 構造及び設備の概要
地滑り防止工、沈下防止工、遮水工、浸出水処理設備、調整池等について記載すること。
- (5) 放流水の水質等
計画水質、放流量、放流先等について記載すること。

5. 処分業務の具体的な計画（第4面）

- (1) 処理方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類、1日当たりの処理量について記載すること。
- (2) 処分業務を行う時間、休業日について記載すること。
- (3) 委託契約の締結、マニフェストの使用、帳簿の記載、県外産業廃棄物の受入の有無について記載すること。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、委託契約書及びマニフェストにその旨が明記されていることを確認するとともに、帳簿に明記する旨を記載する旨を記載すること。
- (4) 従業員数は、処分業務に係る従業員数及びその時点（元号〇年〇月〇日現在）について記載すること。

6. 環境保全措置の概要（第5面）

- (1) 中間処理施設、保管施設及び最終処分場において講ずる、騒音、振動、悪臭、飛散・流出及び地下浸透並びに衛生害虫等に対する環境保全措置について記載する。
- (2) 産業廃棄物処理施設設置(変更、譲受け、借受け)許可を受けている中間処理施設又は最終処分場については、以下の項目を記載すること。
 - ① 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - ② 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - ③ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類（※1）

- (1) 本社（申請者の住所）、事務所、事業場付近の見取図を添付すること。
- (2) 処理施設、保管施設を含む場内配置図を添付すること。
- (3) 中間処理施設の場合は、当該施設の図面*、処理能力計算書、仕様書、カラー写真等を添付すること。
- (4) 最終処分場の場合は、当該施設の図面*、面積及び容量の算出表、カラー写真並びに周囲の地形図、地質及び地下水の状況を明らかにするボーリング試験等による地質調査書等を添付すること。
- (5) 保管施設の図面*、面積等積算書、写真等を添付すること。
- (6) 自動車及び重機のカラー写真を添付すること。（第6面）
- (7) その他の事業用施設がある場合は、当該施設の図面*、設計計算書、カラー写真を添付すること。

*図面とは、施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに当該施設付近の見取図等のこと。

なお、事業場を設置する際には、当該場所に係る他法令による規制の有無を十分確認し、所定の手続きを行ったうえで申請すること。（例えば、農地（地目：田、畑）に処分施設を設置する場合等、あらかじめ農地転用の手続きが必要です。）

事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類（※1）

- (1) 廃棄物の保管施設、中間処理施設及び最終処分場については、当該施設の設置場所（移動式の中間処理施設である場合はその駐機場所）の不動産登記法による登記事項全部証明書（又は土地登記簿謄本）、公図又は地籍図（ない場合は地積測量図）を添付すること。
- (2) 中間処理施設については、売買契約書を添付すること。
- (3) 最終処分場については、建設工事完了引渡証明書又は売買契約書の写しを添付すること。
- (4) 自動車の場合は、自動車検査証の写しを添付すること。

(5) 重機の場合は、売買契約書又は自主検査記録表の写し等を添付すること。
 これら(1)から(5)で借用の場合は賃貸契約書の写しを添付すること。
 (6) 産業廃棄物処理施設設置(変更、譲受け、借受け)許可を受けている中間処理施設又は最終処分場については、その許可証の写しを添付すること。

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類(第7面) (※1、3)

中間処理業であって、処分後に廃棄物(又は廃棄物由来の再生品)が発生する場合は、その発生する廃棄物(又は廃棄物由来の再生品)の種類ごとにその後の処理方法等について記載すること。

産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合の提出書類 (※1)

海洋投入処分を行う場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写しを添付すること。

技術的能力を説明する書類

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の次の要件を満たす修了証の写しを添付すること。

- (1) 講習会の修了者は、次に掲げる者であること。
 - ① 法人の場合
 - ア 代表者
 - イ 申請に係る業務を行う役員
 - ウ 令第6条の10に規定する使用人
 - ② 個人の場合
 - ア 申請者本人
 - イ 令第6条の10に規定する使用人
- (2) 申請に必要な講習会

修了証 \ 許可	産 廃 新 規	産 廃 更 新	産 廃 変 更	特 管 新 規	特 管 更 新	特 管 変 更
産廃新規課程	○	○	○	×	×	×
特管新規課程	○	○	○	○	○	○
産廃・特管更新課程	×	○	○	×	○	○

(産廃：産業廃棄物 特管：特別管理産業廃棄物)

- (3) 新規許可に係る講習会の修了証は5年以内、更新許可に係る修了証は2年以内に受講したものを添付すること。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(第8面)

- (1) 事業の開始に当たり要した資金の総額及びその資金の調達方法を区分ごとに記載すること。
- (2) 内訳欄に記載されていない事項については、事業計画に応じ適宜項目を追加・変更し、記載すること。
- (3) 既に他の都道府県等で処分業を行っていることや、既に使用又は設置している施設を用いること等により、事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、その旨を記載すること。

経理的基礎に関する書類

- 1. 法人の場合(※3)(※4)
 - (1) 直前3年分の貸借対照表、損益計算書(製造原価、売上原価の内訳並びに販売費及び一般管理費の明細を記載した書類を含む。)、株主資本等変動計算書、個別注記表を添付すること。
 - (2) 直前3年分の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表(別表1、2、4、及び16に限る。))の写し等の関係書類及び法人税納税証明書(その1納税額等証明用)を添付すること。
 なお、法人新規設立等の理由から、上記(1)(2)の書類を添付できない場合は、今後5か年の事業収支計画書(様式任意)を添付すること。
- 2. 個人の場合
 - (1) 資産に関する調書(第9面)
 資産及び負債の状況について記載し、資産・負債の種別ごとに証明書を添付すること。
 例 ○土地及び建物
 市町村が発行した土地建物の内容(地番・家屋番号)、数量(面積等)、価格(評価額)

が記載された証明書

○現金預金

金融機関が発行した預貯金残高が記載された書類

○負債残高が確認できる書類

金融機関等からの請求書・領収書又は取引履歴、若しくは信用情報機関からの開示情報

- (2) 直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書(第1表、第2表、収支内訳書、所得税青色申告決算書等)の写し等の関係書類及び所得税納税証明書(その1納税額等証明用))を添付すること。

確定申告者以外の者は、直前3年分の源泉徴収票の写しを添付すること。

申請者等に関する書類

1. 法人の場合

- (1) 法人の定款又は寄附行為(原本の写しであることが証明されたもの)を添付すること。(※3, 4)
- (2) 商業登記法による登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付すること。(※4)
- (3) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員(監査役、相談役、顧問等も含む。)、発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者、令第6条の10に規定する使用人に関する以下の書類を添付すること。

① 住民票の写し(※2) (※5)

- ・本籍が記載されたものであって、個人番号の記載のない住民票の写し(国内に居住する外国人の場合も同様)
- ・国外に居住する外国人の場合は旅券(パスポート)の写し又はこれに類する身元を証明する文書

② 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」(※2)

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書とは、後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書である。

③ 「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等(以下、医師の診断書等)という。) (※2)

株主又は出資者が法人である場合は、その法人の商業登記法による登記事項証明書を添付すること。(※2)

2. 個人の場合

- (1) 申請者に関する以下の書類を添付すること。

① 住民票の写し(※2) (※5)

- ・本籍が記載されたものであって、個人番号の記載のない住民票の写し(国内に居住する外国人の場合も同様)
- ・国外に居住する外国人の場合は旅券(パスポート)の写し又はこれに類する身元を証明する文書

② 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」(※2)

③ 「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した役員等にあつては、医師の診断書等(※2)

- (2) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の上記①から③の書類(③については「成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書」を提出した場合に限る。以下同じ。)を添付すること。また、法定代理人が法人の場合には、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のほか、その役員の①から③の書類を添付すること。

<p>誓約書（第10面）（※2） 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 法定の欠格要件に該当しないことを確認の上、住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） を記載すること。</p>
<p>役員・従業員名簿 (1) 従事者の氏名、住所、生年月日、職名等を記載すること。 (2) 役員、社員、パート、アルバイト等継続して業に従事する者すべて記載すること。 (3) 備考欄に、講習会修了した役員等がわかるように記載すること。</p>
<p>取り扱う特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 (1) ガスクロマトグラフ設備、原子吸光分光光度計、pH計等、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類を添付すること。（様式任意） (2) 仕様書、写真等を添付すること。 (3) 「分析を行う設備」については、申請者の処理施設内の設備であること。</p>
<p>取り扱う特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く）の性状の分析を行う者の知識及び技術を有することを証する書類 次に掲げる者に該当することを証する書類 (1) 大学等において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した後6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者 (2) 衛生検査技師又は臨床検査技師であつて、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者 (3) 短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者 なお、「分析を行う者」については、原則として、申請者と雇用関係にあること。</p>
<p>提出書類の特例に係る書類 本申請を含め対市に対し同時に二以上の申請書又は変更届（以下「申請書等」という。）を提出する場合であつて、添付書類の内容が同一であるために、本申請において添付書類を省略する場合は、「提出書類の特例に係る書類（様式は任意）」に以下の事項を記載し提出すること。 (1) 省略する書類の一覧 (2) 省略した書類が添付されている申請書等の名称、申請又は届出（予定）年月日及び許可番号（業許可番号又は施設許可番号）</p>

公的機関が発行する書類（登記事項証明書、納税証明書、住民票の写し等）及び医師の診断書等は、申請の前3か月以内に発行されたものとします。

カラー写真（中間処理施設、最終処分場、保管施設、運搬車両、重機及びその他施設）は、申請の前3ヶ月以内に撮影したものとします。

(注)

- ※1 更新許可および事業範囲変更許可申請で、追加する事業に関係しない書類は省略できます。
- ※2 先行許可証の提出により省略できます。
- ※3 優良基準適合により省略できます。
- ※4 直前の事業年度に係る有価証券報告書を添付することにより省略できます。
- ※5 青森市に住所を有する者は省略することができます。

(特別管理)産業廃棄物処理業の事業範囲変更 提出書類一覧

申請書	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号） 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十六号）										
別紙及び添付書類	<p>収集運搬業及び処分業の提出書類一覧に準ずる。（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物とも共通） なお、その中で次の表の左欄に掲げる標題の書類は右欄に掲げる標題に読み替えて作成すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">新規又は更新の添付書類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">事業範囲変更の添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業計画の概要を記載した書類</td> <td>変更後の事業計画の概要を記載した書類</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類</td> <td>変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類</td> <td>変更に係る事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類</td> </tr> <tr> <td>事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</td> <td>変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</td> </tr> </tbody> </table>	新規又は更新の添付書類	事業範囲変更の添付書類	事業計画の概要を記載した書類	変更後の事業計画の概要を記載した書類	事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類	変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類	事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類	変更に係る事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
新規又は更新の添付書類	事業範囲変更の添付書類										
事業計画の概要を記載した書類	変更後の事業計画の概要を記載した書類										
事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類	変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類										
事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類	変更に係る事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類										
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類										

事業範囲変更許可申請の手引き

申請書（変更）

記載に当たっての注意事項

- ・ 法人の名称、住所（本店所在地）及び代表者については、登記事項証明書に記載のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。
- ・ 個人（法定代理人、役員、5%以上の株主・出資者、政令で定める使用人を含む。）の氏名、本籍及び住所については、住民票の写しに記載のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。

【第1面】

1. **申請年月日**
申請書を提出し、受理された時点で記載すること。
2. **申請者住所及び氏名**
 - (1) 法人の場合は、登記されている本店(本社)について記載すること。
 - (2) 個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所及び氏名について記載すること。
3. **許可の年月日及び許可番号**
変更を行う許可証の許可年月日及び許可番号を記載すること。
4. **許可に係る事業の範囲**
 - (1) 収集運搬業の場合は以下の項目を記載すること。
 - ① 変更後における取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
 - ② 積替え又は保管の有無、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う(特別管理)産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
 - ③ 「廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」のうち、いずれか1つでも取り扱う場合は、自動車等破砕物(自動車若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破砕に伴って生じた廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の取扱いの有無

(2) 処分量の場合は以下の項目を記載すること。

- ① 変更後における処分の方法(焼却、脱水等)ごとに取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- ② 「廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」のうち、いずれか1つでも取り扱う場合は、自動車等破砕物の取り扱いの有無

5. 変更の内容

変更を行う事業の範囲について記載すること。

6. 変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類等

(1) 収集運搬業の場合は以下の項目を記載すること。

- ① 追加する事業に係わる収集運搬用機材及び運搬容器の種類及び数量
- ② 積替え又は保管を追加する場合は、その場所ごとに以下の項目を記載すること。
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) (特別管理)産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
 - (エ) 保管上限(1日当たりの平均搬出(予定)量の7日分以内)
 - (オ) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることができる高さ(保管基準に適合する高さのうち最大の高さ)

(2) 処分量で取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類を追加する場合は、その廃棄物に係る施設等を記載すること。

(3) 処分量で中間処理施設に変更がある場合は、施設ごとに以下の項目を記載すること。

- ① 施設の種類の種類(焼却施設、脱水施設等)
- ② 設置場所(移動式の施設の場合は駐機場所の所在地)
- ③ 設置年月日(当該施設の竣工年月日又は入手・取得した年月日)
- ④ 処理能力(当該施設の公称能力、1日の使用時間が8時間未満の場合は8時間に処理できる能力)
- ⑤ 産業廃棄物処理施設が設置(変更)許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号

(4) 処分量で、最終処分場に変更があった場合は、処分場ごとに以下の項目を記載すること。

- ① 施設の種類の種類(安定型最終処分場、管理型最終処分場等)
- ② 設置場所
- ③ 設置年月日(当該施設の竣工年月日)
- ④ 処理能力(処分場設置当初又は変更時の埋立地の面積及び埋立容量)
- ⑤ 産業廃棄物処理施設設置(変更、譲受け、借受け)許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号

7. 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

処理方式(例：焼却施設にあつてはガス化燃焼方式、脱水施設にあつてはフィルタープレス方式等)、構造及び設備の概要を簡明に記載すること。

【第2面】

通常の申請と同様に記載すること。

【第3面】

通常の申請と同様に記載すること。

添付書類（変更）

収集運搬業及び処分業の申請の手引きをご覧ください。

なお、その中で次の票の左欄に掲げる表題の書類は右欄に掲げる表題に読み替えて作成すること。

新規又は更新の添付書類	事業範囲変更の添付書類
事業計画の概要を記載した書類	変更後の事業計画の概要を記載した書類
事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類	変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類
事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類	変更に係る事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

● 先行許可証とは

先行許可証とは、次に掲げる種類の許可証で右に示した許可証の項目が「無し」と記載されている許可証をいいます。先行許可証の提出により、役員の住民票等の添付書類を省略することができます。ただし、更新許可申請の場合は、当該許可に係る許可証は対象となりません。

許可証の種類	許可証の項目
産業廃棄物収集運搬業許可証	規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
産業廃棄物処分業許可証	規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
特別管理産業廃棄物処分業許可証	規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無
産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証 (許可の日から5年以内のものに限る)	規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無

● 主な添付資料入手先一覧

〔参考〕以下の資料は、申請の前3か月以内に発行されたものとします。

添付資料	入手先
不動産登記法による登記事項証明書（又は土地登記簿謄本）、公図又は地籍図（ない場合は地積測量図）	所管の法務局
納税証明書（その1・納税額等証明用）	所管の税務署
固定資産証明書	居住地の市役所・町村役場
商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	所管の法務局
住民票の写し	居住地の市役所・町村役場
成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	① 各地方方法務局（支局を除く） ② 近くの法務局で申請書を入手し、東京法務局へ郵送で依頼
医師の診断書等	成年被後見人等の申立て手続において診断を受けた医療機関等
外国人登録原票記載事項証明書（外国人登録番号記載のもの）	居住地の市役所・町村役場

技術的能力を説明するための講習会について

技術的能力を説明するために必要な講習会の修了証は下記の機関で行っています。

<p>◎実施機関 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7F TEL 03-5275-7115 URL http://www.jwnet.or.jp</p>
<p>◎実施協力団体 公益社団法人全国産業資源循環連合会 〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F TEL 03-3224-0811 FAX 03-3224-0820 URL http://www.zensanpairen.or.jp</p>
<p>◎受付機関 一般社団法人青森県産業資源循環協会 〒030-0802 青森県青森市本町5丁目5-21 青森県農業共済会館2F TEL 017-721-3911 FAX 017-721-3838</p>

優良産業廃棄物処理業者認定制度について

産業廃棄物処理業者の事業の実施に関する能力・実績が、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組みの実施、電子マニフェストの利用、財務体質の健全性に係る優良基準を満たす場合は、市の認定により許可の有効期間が通常5年のものが7年となります。

優良認定を受けようとする方は、(特別管理)産業廃棄物処理業許可の更新申請に併せて、以下の書類の添付が必要となります。

1. 提出書類一覧チェック表

添付資料(共通)	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	
	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類(下記のどちらかひとつ) ・(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が発行する「事業の透明性の基準適合証明書」 ・上記財団が運営する産廃情報ネットで公表している証明「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」をプリントアウトしたもの及び当該公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの	
	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 ・ISO14001またはエコアクション2.1の認証書の写し	
	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 ・情報処理センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写し	
	下記の納税証明書 ①国税：法人税、消費税(問合せ先：税務署) ②青森県税：県民税、事業税、不動産取得税、地方消費税(問合せ先：青森県総務部税務課) ③青森市税：市民税、固定資産税(問合せ先：青森市環境部廃棄物対策課、青森市企画財政部納税支援課)※③について省略可能な場合がありますのでお問い合わせください。 ・社会保険料納入証明書 ・労働保険料納入証明書	

2. 認定の基準

(1) 次に掲げる事項について、申請の日前6ヶ月間インターネットで公表し規定に従い更新していること。

公開事項		更新すべき場合	
法人の場合	(1)名称(法人名)	変更の都度 ((5)は1年に1回以上)	
	(2)事務所又は事業場の所在地		
	(3)設立年月日		
	(4)資本金又は出資金		
	(5)その代表者、役員及び使用人(令第6条の10に規定)の氏名及び就任年月日		
	(6)事業(産廃処理業の許可を受けている場合、許可に係るものを含む)の内容		
	・直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上	
個人の場合	氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合、当該変更に係る履歴を含む)	変更の都度	
共通	事業計画の概要(産廃処理業の許可を受けている場合、許可に係るものを含む)	変更の都度	
	申請者が受けているすべての産廃処理業の許可証の写し		
	事業者がその(特別管理)産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度	
	業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度(人員配置は1年に1回以上)	
	事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度	変更の都度	
収集運搬業のみ必要	事業の用に供する施設について	(1)運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入状況	変更の都度 ((1)は1年に1回以上)
		(2)積替え又は保管を行う場合、当該場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う(特別管理)産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を含む)及び積替えのための保管上限。	
	情報をインターネットに公表する日(情報を更新する場合、更新日)の月の2ヶ月までの3年間(以下直前3年間)の各月において業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する事項のうち、 (1)(特別管理)産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2)(特別管理)産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	1年に1回以上	
処分業のみ必要	事業の用に供する施設について	(1)設置場所	変更の都度
		(2)設置年月日	
		(3)当該施設の種類	
		(4)当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
		(5)処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量)	
		(6)処理方式	
		(7)構造及び設備の概要	
		(8)当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の許可証の写し	
	事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の	変更の都度	

	<p>処理工程図</p> <p>情報をインターネットに公表する日（情報を更新する場合、更新日）の月の前々月までの1年間（以下直前1年間）において事業者から引渡しを受けた(特別管理)産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理工程（次に掲げる事項を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はこれらの事項も含む。）</p> <p>(1) 当該(特別管理)産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該(特別管理)産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公開日の月の前々月の末日における当該(特別管理)産業廃棄物の保管量 (4) 当該(特別管理)産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該(特別管理)産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法</p>	1年に1回以上
	<p>直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、これらの事項も含む。）</p> <p>(1) 当該(特別管理)産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該(特別管理)産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該(特別管理)産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量</p>	1年に1回以上

直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理状況に関する情報(次に掲げる当該施設の種類に応じ、当該各号に定める事項に限る。)			
1	汚泥、廃油、廃プラ等その他産廃の焼却施設(次項及びその次の項に該当するものを除く。)	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	
		煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)の測定	排ガスを採取した位置
			排ガスを採取した年月日
			測定結果の得られた日
測定結果			
2	汚泥、廃油、廃プラ等その他産廃の焼却施設(ガス化改質方式に限る。)	冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	
		除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度)の測定	ガスを採取した位置
			ガスを採取した年月日
			測定結果の得られた日
測定結果			
3	汚泥、廃油、廃プラ等その他産廃の焼却施設(電気炉を用いるものに限る。)	排ガス処理設備(製鋼の用に供する電気炉用いたものは冷却設備及び排ガス処理設備)にたい積したばいじんの除去を行った年月日	
		煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)の測定	排ガスを採取した位置
			排ガスを採取した年月日
			測定結果の得られた日
測定結果			
4	安定型最終処分場	擁壁等	定期点検を行った年月日及び結果
			擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
		残余の埋立容量	測定を行った年月日及びその結果
		展開検査	各月ごとの実施回数
			安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた日
		地下水及び浸透水の水質検査	採取した場所
			採取した年月日
結果の得られた年月日			
検査結果			
		地下水の水質の悪化が認められ、その原因の調査その他必要な措置を講じた場合	措置を講じた年月日
			措置の内容
		浸透水の水質が基準を超えたため、産業廃棄物の搬入及び埋立	措置を講じた年月日
			1年に1回以上
			1年に1回以上

5	管理型 最終処分場	中止その他必要な措置を講じた場合	措置の内容	
		擁壁等	定期点検を行った年月日及び結果	
			擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	
		遮水工	定期点検を行った年月日及び結果	
			遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	
		地下水及び放流水の水質検査	採取した場所	
			採取した年月日	
			結果の得られた年月日	
			検査結果	
		地下水の水質の悪化が認められ、その原因の調査その他必要な措置を講じた場合	措置を講じた年月日	
措置の内容				
調整池	定期点検を行った年月日及び結果			
	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容			
浸出液処理設備の機能の状態	定期点検を行った年月日及び結果			
	機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容			
導水管等に有効な防凍措置を講じている場合	定期点検を行った年月日及び結果			
	異常を認めた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容			
残余の埋立容量	測定を行った年月日及びその結果			
直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量(当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量)及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量			1年に1回以上	
産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否			変更の都度	

- (2) 許可更新と同時に申請（既に継続して5年以上許可を受けていること）
- (3) 従前の許可の有効期間（5年間、優良認定の更新の場合は7年間）又は当該有効期間を含む連続する5年間（当該処理業の許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間において、事業停止命令や許可取消等の特定不利益処分を受けていないこと。
特定不利益処分とは、次に掲げる不利益処分をいう。

① 廃棄物処理業に係る事業停止命令	法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む）
② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令	法第9条の2及び第15条の2の7
③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	法第9条の2の2及び第15条の3
④ 再生利用認定の取消し	法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む）
⑤ 広域的処理認定の取消し	法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む）
⑥ 無害化認定の取消し	法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む）
⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令	法第19条の3
⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令	法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項

- (4) その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構 ISO14001 に適合していること、又は財団法人地球環境戦略研究機関による認証エコアクション21による認証を受けていること。
- (5) 電子マニフェストが利用可能であること。
- (6) 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
(貸借対照表上の純資産の額 ÷ (当該貸借対照表上の純資産の額 + 負債額の合計額))
- (7) 直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
(貸借対照表上の純資産の額 ÷ (当該貸借対照表上の純資産の額 + 負債額の合計額))
- (8) (7) または前事業年度における営業利益金額等が零を超えるかのいずれかであること。
(営業利益金額等 = 営業利益金額 + 減価償却費)
- (9) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。
(損益計算書上の経常利益金額 + 当該損益計算書上の減価償却費)
- (10) 法人税等（法人税、消費税、住民税（県民税、市民税））、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を滞納していないこと。
- (11) 特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金を積立していること。

その他の届出について

1. 廃止・変更の届出について（様式第十一号、様式第十七号）

- (1) 許可の一部または全部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に廃止届を提出してください。なお、全部を廃止したときは、許可証及び指令書を返納してください。
- (2) 次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内（ただし、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合にあっては、当該変更の日から30日以内）に、変更届を提出してください。
 - ① 住所
 - ② 氏名又は名称
 - ③ 法定代理人(法定代理人が法人である場合はその役員を含む。)、法人の役員及び5%以上の株主又は出資者、政令で定める使用人
※青森市に住所を有する者は住民票の写しの添付を省略することができます。
 - ④ 事務所及び事業場※の所在地
 - ⑤ 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模(収集運搬の車両、重機等を変更する場合もこれに該当しますが、運搬容器は該当しません。)
 - ⑥ 収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 積替え又は保管を行う(特別管理)産業廃棄物の種類
 - (エ) 積替えのための保管上限
 - (オ) 積み上げることができる高さ
 - ⑦ 処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 保管する(特別管理)産業廃棄物の種類
 - (エ) 処分等のための保管上限
 - (オ) 積み上げることができる高さ
 - ⑧ 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、その使用人のうち処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者
- (3) 届出書の提出先及び部数は、許可申請書に準じます。
※「事業場」とは、収集運搬業に係る積替え保管場所、処分業に係る処理施設の設置場所（移動式の処理施設の場合は駐機場所）を指します。

(4) 提出書類の特例に係る書類

本申請を含め本市に対し同時に二以上の申請書又は変更届（以下「申請書等」という。）を提出する場合であつて、添付書類の内容が同一であるために、本申請において添付書類を省略する場合は、「提出書類の特例に係る書類（様式は任意）」に以下の事項を記載し提出すること。

- (1) 省略する書類の一覧
- (2) 省略した書類が添付されている申請書等の名称、申請又は届出（予定）年月日及び許可番号（業許可番号又は施設許可番号）

2. 欠格要件該当に関する届出

- (1) (特別管理)産業廃棄物処理業者が特定欠格要件（※）のいずれかに該当した場合には、当該欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に「欠格要件該当届出書」を提出してください。
※特定欠格要件については、「欠格要件該当届出書」の別紙を参照してください。
- (2) 届出書の提出先及び部数は、許可申請書に準じます。

3. 県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議制度

- (1) 青森県では、「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を定め、排出事業者が県外に所在する事業場において生じた(特別管理)産業廃棄物を青森県内で処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、その事業場ごとに、協議しなければならないこととしています。

- (2) 上記の協議は排出事業者が行うこととなっていますが、その趣旨を踏まえ、(特別管理)産業廃棄物処理業者もこれに協力してください。
- (3) (特別管理)産業廃棄物処理業者は、上記の協議が行なわれた場合であっても、これに係る通知を受ける前に処理を行ってはならないこととしています。

環境管理事務所の名称・所在地・TEL	協議先
青森県環境生活部環境保全課 〒030-8570 青森市長島 1-1-1 TEL 017-734-9248 FAX 017-734-8081	県外産廃の搬入に係る事前協議の窓口 施設の設置許可についての窓口